

～交通事故シラズの吉田町にしよう～

発行：吉田町役場防災課 地域安全部門

電話：33-2134

令和6年11月発行

※静岡県警察より情報提供を受けて発行しております。

交通安全情報

自転車^のスマホ・酒気帯び 罰則強化

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に
新しく罰則が整備されました

 運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。
※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

 酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断路切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など



令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察



重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。